

養父市サイクルツーリズム促進事業補助金の利用の流れ

補助金交付の申請の手続き

事業者 申請の事前相談・問合せ

事業者で検討している整備内容について、申請するまでに市と事前に相談してください。



事業者 補助金交付の申請

申請書類を市に提出してください。

【必要な書類】

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)及び別紙収支予算書
- (3) 誓約書(様式第3号)
- (4) 市税の滞納がない証明書(任意団体で納税義務を有していない場合は、代表者個人の証明書)
- (5) 補助対象経費の内訳を説明する書類(契約書、見積書等)
- (6) 他の補助事業の交付決定を受けている場合はそのことを証明する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類



養父市 書類審査・補助金交付の決定

補助金の趣旨の観点から、申請書類の審査を行います。
交付を決定したときは、補助金交付決定通知書を申請者に郵送します。



事業者 補助事業の開始

交付決定日から令和5年2月28日までの間に「発注→納品→支払」を行ってください。



《 右の「補助金交付の請求の手続き」に続く 》



補助金交付の請求の手続き

《 左の「補助金交付の申請の手続き」から続く 》

事業者 実績報告

事業完了後30日以内又は令和5年2月28日までのいずれか早い日までに、報告書類を市に提出してください。

【必要な書類】

- (1) 補助事業実績報告書(様式第9号) 及び別紙1・2
- (2) 事業の成果が確認できる書類(図面、写真等)
- (3) 対象経費を支払いが確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類



養父市 書類審査・補助金の額の確定

交付決定内容との整合性、支払に関する帳票類等について、報告書類の審査を行います。
審査後、補助金の額が確定したときは、補助金額確定通知書を事業者に郵送します。

※ 実績報告があった日から約2週間後に発送予定



事業者 補助金交付の請求

補助金額確定通知書を受領後、速やかに請求書を提出してください。

【必要な書類】

- 補助金交付請求書(様式第12号)



養父市 補助金の交付

請求書の提出から40日以内に、指定された金融機関の口座に振込にて交付します。



事業者 事業状況報告

補助金の交付を受けた者は、交付後5年間、事業状況の報告が必要となります。

お問合せ
提出先

〒667-0198 兵庫県養父市広谷250番地1
養父市役所 産業環境部 商工観光課

電話：079(664)0285

E-mail: shoukoukankou@city.yabu.lg.jp